

広島県告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年四月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市下志和地町字猿ヶ馬場一八九四の二、一一八九九の二、一一八九九の三、一一九〇一の五から一一九〇一の七まで、一一九〇二の五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

指定理由の消滅